



浦添市空家等の適切な管理及び対策の推進に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 30 日

浦添市長

松本哲也

浦添市規則第 43 号

浦添市空家等の適切な管理及び対策の推進に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び浦添市空家等の適切な管理及び対策の推進に関する条例（令和8年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

(空家等に係る報告徴収)

第3条 法第9条第2項の規定により行う報告徴収は、空家等に係る事項に関する報告徴収書（様式第1号）により行うものとする。

2 法第9条第2項の規定による報告を求められた空家等の所有者等は、空家等に係る事項に関する報告書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(立入調査の通知)

第4条 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査通知書（様式第3号）により行うものとする。

2 法第9条第4項及び条例第7条第3項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第4号）とする。

(指導及び勧告)

第5条 条例第8条第1項の指導は、空家等の適切な管理に関する指導書（様式第5号）又は口頭により行うものとする。

2 条例第8条第2項の勧告は、空家等の適切な管理に関する勧告書（様式第6号）により行うものとする。

(緊急安全措置)

第6条 条例第9条第2項の規定による通知は、緊急安全措置に関する通知書（様式第7号）により行うものとする。

2 条例第9条第3項の規定に基づく費用の請求は、緊急安全措置費用請求書（様式第8号）により行うものとする。

(特定空家等及び管理不全空家等の認定)

第7条 特定空家等及び管理不全空家等は、別に定める基準により市長が認定を行うものとする。

(管理不全空家等の所有者等に対する指導)

第8条 法第13条第1項の規定による指導は、指導書（様式第9号）により行うものとする。

（管理不全空家等の所有者等に対する勧告）

第9条 法第13条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第10号）により行うものとする。

- 2 市長は、法第13条第2項の規定による勧告をしようとする場合において、当該勧告の名宛人となるべき者に対し書面による弁明の機会の付与を行うときは、勧告に係る弁明の機会の付与通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（管理不全空家等に関する措置の報告等）

第10条 法第13条第2項の規定による勧告を受けた管理不全空家等の所有者等は、その勧告に係る措置を講じたときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告は、報告書（様式第12号）により行うものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による報告を受けたときは、速やかに当該勧告に係る措置の実施状況について調査し、調査結果通知書（様式第13号）によりその結果を当該管理不全空家等の所有者等に通知するものとする。

（特定空家等の所有者等に対する助言及び指導）

第11条 法第22条第1項の規定による助言は、原則として口頭により行うものとする。

- 2 法第22条第1項の規定による指導は、指導書（様式第14号）により行うものとする。

（特定空家等の所有者等に対する勧告）

第12条 法第22条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第15号）により行うものとする。

- 2 市長は、法第22条第2項の規定による勧告をしようとする場合において、当該勧告の名宛人となるべき者に対し書面による弁明の機会の付与を行うときは、勧告に係る弁明の機会の付与通知書（様式第16号）により通知するものとする。

（命令等）

第13条 法第22条第3項の規定による命令は、命令書（様式第17号）により行うものとする。

- 2 法第22条第4項に規定する通知書は、命令に係る事前の通知書（様式第18号）によるものとする。

- 3 法第22条第4項に規定する意見書は、意見書（様式第19号）によるものとする。

- 4 法第22条第5項の規定による請求は、意見聴取請求書（様式第20号）により行う

ものとする。

5 法第22条第7項の規定による通知は、意見聴取通知書（様式第21号）により行うものとする。

6 法第22条第13項に規定する標識は、標識（様式第22号）によるものとする。

（特定空家等に関する措置の報告等）

第14条 法第22条第2項の規定による勧告又は同条第3項の規定による命令を受けた特定空家等の所有者等は、その勧告又は命令に係る措置を講じたときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、報告書（様式第23号）により行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による報告を受けたときは、速やかに当該勧告又は命令に係る措置の実施状況について調査し、調査結果通知書（様式第24号）によりその結果を当該特定空家等の所有者等に通知しなければならない。

（代執行）

第15条 法第22条第9項の規定による代執行（以下「代執行」という。）に係る行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（様式第25号）により行うものとする。

2 代執行に係る行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書（様式第26号）により行うものとする。

3 市長は、法第22条第10項の規定による代執行を行う場合は、当該代執行のために派遣する執行責任者を定めるものとする。

4 代執行に係る行政代執行法第4条に規定する証票は、執行責任者証（様式第27号）によるものとし、前項の執行責任者はこれを携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 代執行に係る行政代執行法第5条の規定による命令は、代執行費用納付命令書（様式第28号）により行うものとする。

（浦添市空家等対策審議会）

第16条 条例第11条に規定する審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市民

(3) その他市長が必要と認める者

（審議会の委員の任期）

第17条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者

の残任期間とする。

- 2 委員は、再任を妨げない。

(審議会の会長及び副会長)

第18条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、委員の互選によって定める。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第19条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会において必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(審議会の庶務)

第20条 審議会の庶務は、都市建設部建築営繕課において処理する。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、浦添市空家等の適切な管理及び対策の推進に関する条例（令和8年条例第28号）の施行の日から施行する。